

**令和4年度はぐくみの軸強化方針策定支援業務  
公募型企画競争 提案説明書**

**1 業務名**

令和4年度はぐくみの軸強化方針策定支援業務

**2 業務の背景及び目的**

札幌市は令和4年8月に市制施行から100周年を迎えるが、札幌のまちが次の100年も魅力と活力を創造していくため、札幌の都市形成を支えてきた大通公園を含む「はぐくみの軸」(※)について、札幌のまちを形成する根幹となる歴史を備える東西軸として魅力を高めていくことが重要である。また、平成28年に策定した「第2次都心まちづくり計画」においても、都心のまちづくりを支える骨格構造として、はぐくみの軸の強化を図っていくこととしている。

はぐくみの軸は、第2次都心まちづくり計画における都心強化先導エリア、都心商業エリアといった札幌都心のまちづくりやにぎわいづくりの核となるエリア、また創成東地区や大通公園西周辺エリアといった地域の特性に応じたまちづくりを進めるエリアを横断しており、都心まちづくりを進める上で極めて重要な都市の骨格軸である。そのため、民間施設の更新時期を迎えその沿道において再開発の動きが活発化しているこの機を捉え、はぐくみの軸におけるまちづくりの方針を策定することにより、良質な空間形成につながる開発を誘導すること等を通じて都心の魅力を高めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、札幌市では、令和4年度を目途に「はぐくみの軸強化方針」(以下「方針」という。)を策定することとし、令和3年度より検討を進めている。

本業務は、令和3年度の検討状況を踏まえた上で、有識者等による検討会の運営を支援し、市民意見を聴取しながら、令和4年度中の方針策定に向けた検討を行い、方針本書および概要版を作成するものである。

※「はぐくみの軸」とは、「第2次都心まちづくり計画」に示す範囲における大通、大通公園、大通沿道敷地の総称として定義する。

**3 業務内容**

(1) 「はぐくみの軸強化方針」の検討

はぐくみの軸の魅力を高めていくために必要なまちづくりの方向性等をまとめる「はぐくみの軸強化方針」について、令和3年度の検討状況を踏まえたうえで、令和4年度中の策定に向けた検討を行う。検討にあたっては、近年の社会経済動向、他都市事例、札幌市提供資料(既存行政計画、はぐくみの軸周辺の地区計画関連図書、過去の札幌市発注業務の成果物など)を用いて把握・分析し、必要に応じて受託者独自の情報や知見を加味しながら進めること。

(2) はぐくみの軸強化方針検討会の運営支援

方針の検討を行うため、有識者等からなる「はぐくみの軸強化方針検討会」(事務局：札幌市、以下「検討会」という)の運営支援および資料・議事概要の作成を行う。検討会は

原則公開で行うものとし、履行期間中に4回程度の開催を予定する。運営支援にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、感染防止のため適切な対応を行うこと。なお、有識者等の旅費・謝金、および会場使用料は委託料に含まない。

(3) 市民意見の聴取等

オープンハウス、地域で活動する団体へのヒアリング等により、市民意見を聴取、整理する。なお、オープンハウス等を実施する際の会場使用料は委託料に含まない。また、札幌市が実施するパブリックコメントにおいて寄せられた意見を整理し、回答案について提案する。

(4) 方針本書および概要版の原稿データ作成

方針の本書および本書の内容を簡潔にまとめた概要版の原稿データを作成し、提出する。本書および概要版とも冊子印刷を想定した表紙等のデザインを含むものとする。方針の内容は主に下記の項目を想定するが、詳細は業務を通じて確定する。

- ・ 策定の背景と方針の位置づけ
- ・ はぐくみの軸のまちづくりの理念と将来像
- ・ ゾーンごとのまちづくりの方向性
- ・ 取組の進め方
- ・ その他参考資料等

(5) 業務報告書の作成

業務成果を報告書にまとめ、提出する。

#### 4 業務規模

7,400千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

#### 5 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

#### 6 成果品

- (1) 業務報告書：A4縦、枚数制限なし、カラー両面印刷5部、および電子データ
- (2) はぐくみの軸強化方針（本書）原稿データ：電子データで提出
- (3) はぐくみの軸強化方針（概要版）原稿データ：電子データで提出

※電子データ：PDF、およびWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

#### 7 参加資格

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）もしくは札幌市競争入札参加資格者名簿

(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)大分類「建設関連サービス業」に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

## 8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について  
令和3年度の検討状況を踏まえた上で、令和4年度の業務に取り組むにあたっての基本的な視点や進め方、留意点等について提案すること。
- (2) 検討会の運営支援について  
検討会の運営支援や資料作成等において、有識者等からの意見をとりまとめ、検討を効果的に進めるにあたって重視すべき点について提案すること。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、検討会の実施方法についても提案すること。なお、有識者等の居住地等については、札幌および東京とそれらの近辺であることに留意すること。
- (3) 市民意見の聴取等について  
市民意見聴取の実施時期、内容、手法や留意点等について提案すること。また、市民理解を促進し、より多くの意見を集めるための工夫等について提案すること。
- (4) 方針本書の作成について  
方針策定の趣旨、及び令和3年度の検討状況を踏まえたうえで、方針の構成案について提案すること。また本書の作成にあたり、市民にとってわかりやすいものとするための工夫や留意点等について提案すること。
- (5) 本業務のスケジュール案について  
検討会ごとの議論の内容を想定した上で、令和4年度業務のスケジュール案について提案すること。なお、令和4年10月以降、パブリックコメントとその実施に向けた準備期間を4か月程度設けること、また検討会のうち1回はパブリックコメントの実施後(令和4年度末頃)に開催する予定であることに留意すること。

(6) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課（5階南側）

(3) 提出期限

令和4年4月13日(水) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにて Word 形式のデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

#### イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると思う類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

#### ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

#### (6) 参考資料

・はぐくみの軸強化方針 令和3年度の検討状況

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/hagukumi.html>

・第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

## 10 質疑

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メール又はFAXで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和4年度はぐくみの軸強化方針策定支援業務 質問書」とし、令和4年4月6日（水）12：00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5112

### (2) 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和4年度はぐくみの軸強化方針策定支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリング審査を実施する。

- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリング審査は1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリング審査の詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリング審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和4年4月18日（月）
  - イ 最終審査（ヒアリング審査） 令和4年4月21日（木）
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(3)及び(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、  
それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<b>(1) 本業務に取り組む上での視点等について</b>	
1. 提案内容が令和3年度における検討状況を適切に踏まえたものとなっているか。	15
2. 提案内容が、方針策定の趣旨を理解した上で、令和4年度の検討作業を効果的に進めるといふ観点から適切なものとなっているか。	15
<b>(2) 検討会の運営支援について</b>	
提案内容が、有識者等からの意見をとりまとめ、検討を進めるにあたって効果的なものとなっているか。また、提案内容が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、具体的かつ実現可能なものとなっているか。	10
<b>(3) 市民意見の聴取等について</b>	
提案内容が、意見聴取の実施方法として適切なものとなっているか。また、市民理解を促進しより多くの意見を集めるための工夫が見られるか。	15
<b>(4) 方針本書の作成について</b>	
構成案が、方針策定の趣旨、及び令和3年度の検討状況を踏まえた適切なものとなっているか。また、市民目線での理解を促進するようなものとなっているか。	15
<b>(5) 業務全体について</b>	
1. 業務の実施に無理がない適切なスケジュールとなっているか。	10
2. 独自提案が、業務の目的を達成するにあたり、独自性があり有効な提案となっているか。	10
3. 過去の類似・関連業務実績が、業務全体を円滑に進められると判断できる十分なものであるか。また、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、札幌市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

### 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：濱口、佐藤 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112